

(令和4年4月1日最終改正)

教職第891号

平成26年7月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(札幌市教育委員会教育長を除く)

北海道教育委員会教育長

学校職員の配偶者同行休業について（通知）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により新たに配偶者同行休業が導入されたことに鑑み、北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号。以下「配偶者同行休業条例」という。）が制定され、平成26年7月15日から施行されることとなりました。

については、今回の制度創設に伴い、次のとおり、学校職員に係る配偶者同行休業の取扱い等を定めましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

第1 配偶者同行休業に関する制度の趣旨及び内容

1 制度の趣旨

配偶者同行休業に関する制度は、仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される有為な人材の確保を目的として、導入するものであること。

2 制度の内容

(1) 配偶者同行休業の承認

学校職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績等の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認するものとする。

(2) 配偶者同行休業の効果

配偶者同行休業をしている学校職員は、職を保有するが職務には従事せず、配偶者同行休業をしている期間については、給与は支給されない。

(3) 配偶者同行休業の失効等

配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている学校職員が休職若しくは停職の処分を受けた又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

また、配偶者同行休業をしている学校職員が、当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと、配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと、産

前・産後の特別休暇を取得することとなったこと、育児休業の承認を受けることとなったこと等の事由に該当すると認められるときは、当該配偶者同行休業の承認は取り消される。

(4) 復職時調整

配偶者同行休業をした学校職員が職務に復帰した場合には、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

(5) 退職手当の勤続期間

配偶者同行休業をした学校職員が退職した場合の退職手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、配偶者同行休業をした期間の全期間を除算する。

第2 配偶者同行休業に関する制度の運用

- 1 配偶者同行休業の承認及び期間の延長の申請は、あらかじめ、配偶者同行休業の対象となる事由及び休業期間等について道立学校長又は市町村教育委員会に相談した上で、配偶者同行休業承認（期間延長）申請書により、承認の申請にあっては配偶者同行休業を始めようとする日の2月前までに、期間の延長にあっては申請期間が満了する2月前までに行うものとする。
- 2 配偶者同行休業の対象となる期間は、学校職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と共に当該外国に滞在する期間（往復に要する日数を含む。）とする。ただし、配偶者同行休業に必要な最小限の準備期間として転居に必要な期間を配偶者同行休業の期間に加えても差し支えないこととする。なお、この場合においても、配偶者同行休業の期間は3年を超えないこと。
- 3 一定の期間における勤務成績を判定するに足りると認められる事実がない場合等勤務成績に基づき配偶者同行休業を申請した学校職員の公務への貢献の可能性を判断することができないときは、承認しない。
- 4 配偶者同行休業は、仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される有為な人材の確保を目的としているものであることから、配偶者同行休業期間中又は職務復帰後間もなく離職するような場合には承認しない。

したがって、承認の可否を決定する際に継続勤務の意思を確認するための確認書（別記様式）の提出を求めることとする。

- 5 以前に配偶者同行休業をしたことがある学校職員から、再度の配偶者同行休業の申請があった場合においては、配偶者同行休業に関する制度の趣旨に鑑み、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後、概ね5年間職務に従事しているときに限り承認することができる。ただし、次に掲げる場合であってその申請期間が前回の配偶者同行休業の申請期間の範囲内であるときは、承認することとする。

- (1) 配偶者同行休業の承認が配偶者同行休業条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った

後、当該休職又は停職が終了した場合

(3) 配偶者同行休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない理由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共にすることができる状態になった場合

- 6 承認を受けた配偶者同行休業（その期間の延長について承認を受けたものを含む。）の期間中に、職員の配偶者の氏名及び職業、配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由並びに当該事由が継続することが見込まれる期間の初日及び末日、職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更を生じることとなった場合（配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由に変更を生じることとなった場合であって、当該変更後の事由が引き続き配偶者外国滞在事由に該当するときに限る。）には、遅滞なく、その旨を届け出るものとする。
- 7 道立学校長及び市町村教育委員会は、配偶者同行休業をしている学校職員の円滑な職場復帰のため、当該職員が所属する職場における業務の状況その他必要と認める事項について情報の提供を行うほか、半年に一回程度定期的に当該職員と連絡を取り、当該職員の活動の状況等を把握すること。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局教職員課サービス制度グループ）

別記様式

確 認 書

年 月 日

1 申 請 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 配偶者海外滞在事由

私は、配偶者同行休業期間が満了し、職務復帰した後、概ね5年間は継続勤務の意思があることを申し述べます。

学 校 名

職・氏名

(職員番号)